



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年5月11日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	たけのこ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	たけのこ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)。ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、白橋堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	たけのこ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれららの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年5月11日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、高根沢町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	たけのこ	日光市、大田原市、矢板市、那須町 くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) 大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	水産物	イワナ(養殖を除く。) 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	たけのこ	我孫子市、銚町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

福島県		出荷制限
<b>H23.3.21～:下記の地域以外。</b>		
原乳	H23.3.21～4.16解除:喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除:福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大糸村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路町の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、喜多方市、磐梯町、磐梯村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.16解除:喜多方市、磐梯町、塙町、矢祭町、いわき市	H23.3.21～4.16解除:喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪苗代町、新地町、相馬市、南相馬市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字八幡原、原町区馬場字牛合谷山、原町区馬場字牛合谷山、原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.21～10.7解除:会津若松市、喜多方市、天栄村、安来町、北塙原町、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和町、猪川村、玉川村、広野町、棚橋町、(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
ホウレンソウ、カキナ	H23.3.21～:下記の地域以外。 H23.3.21～4.16解除:白河市、いわき市、各町、郡、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山水、石川町 H23.3.21～5.11解除:会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、猪川町、三島町、金山水、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪苗代町 H23.3.21～5.25解除:新地町、相馬市、南相馬市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字八幡原、原町区馬場字牛合谷山、原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	H23.3.21～4.16解除:白河市、喜多方市、天栄村、安来町、北塙原町、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和町、猪川村、玉川村、広野町、棚橋町、(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.21～6.23解除:福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木産の区域を除く。)、大糸村 H23.3.21～11.4解除:広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
非純性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～H27.2.18解除:福島市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.21～H27.2.18解除:福島市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	H23.3.21～H27.2.18解除:福島市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
		H23.3.22～:下記の地域以外。
その他すべて	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～4.11解除:喜多方市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.22～6.23解除:福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木産の区域を除く。)、大糸村 H23.3.22～5.11解除:会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、猪川町、三島町、金山水、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪苗代町 H23.3.22～5.25解除:新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	H23.3.22～4.11解除:喜多方市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.22～6.23解除:福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木産の区域を除く。)、大糸村 H23.3.22～H25.3.29解除:田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.21～H27.2.18解除:福島市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
		H23.3.22～:下記の地域以外。
鮒球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～4.5解除:喜多方市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.22～5.11解除:新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	H23.3.22～4.5解除:喜多方市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.22～5.25解除:新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.22～5.25解除:新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
アブラ科の花茎類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～3.10解除:会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、西会津町、金山水、会津坂下町、柳津町、金山町、昭和町、猪苗代町、只見町、南会津町、下郷町、猪苗代町、新地町 H23.3.22～6.15解除:田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.21～H27.2.18解除:福島市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	H23.3.22～3.10解除:喜多方市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.22～6.15解除:福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木産の区域を除く。)、大糸村 H23.3.22～H25.3.29解除:田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.21～H27.2.18解除:福島市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
		H23.3.22～:下記の地域以外。
カブ	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～4.27解除:白河市、矢吹町、猪苗代町、喜多方市、西会津町、金山水、会津坂下町、柳津町、金山町、昭和町、猪苗代町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪苗代町 H23.3.22～5.4解除:いわき市	H23.3.22～4.27解除:白河市、矢吹町、猪苗代町、喜多方市、西会津町、金山水、会津坂下町、柳津町、金山町、昭和町、猪苗代町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪苗代町 H23.3.22～5.11解除:喜多方市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.22～6.15解除:福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木産の区域を除く。)、大糸村 H23.3.22～H25.3.29解除:田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.21～H27.2.18解除:福島市、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
		H23.3.22～:下記の地域以外。
野菜類	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～4.16解除:喜多方市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.22～5.11解除:新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	H23.3.22～4.16解除:喜多方市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.22～5.11解除:新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.22～5.25解除:新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。原町区高吉字吹屋原、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木林半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
木(木じいたけ)(露地栽培)	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～4.15解除:木曾郡市	H23.3.22～4.15解除:木曾郡市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
		H23.3.22～4.15解除:木曾郡市
原木じいたけ(施設栽培)	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～H26.7.11～新地町	H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市 H23.3.22～H26.7.11～新地町:木曾郡市
		H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市
原木ナメコ(露地栽培)	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市 H23.3.22～H26.7.11～新地町:木曾郡市	H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市 H23.3.22～H26.7.11～新地町:木曾郡市
		H23.3.22～H26.7.11～新地町:木曾郡市
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市 H23.3.22～H26.7.11～新地町:木曾郡市	H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市 H23.3.22～H26.7.11～新地町:木曾郡市
		H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市
たけのこ	H23.3.22～:下記の地域以外。 H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市 H23.3.22～H26.7.11～新地町:木曾郡市	H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市 H23.3.22～H26.7.11～新地町:木曾郡市
		H23.3.22～H26.7.11～新地町:伊達市
わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.1～:伊達市、川俣町	H24.4.1～:伊達市、川俣町
		H24.4.1～:伊達市、川俣町
うど(野生のものに限る。)	H24.5.14～:福島市、磐梯市、庄野町、葛尾村 H24.5.16～:川内村	H24.5.14～:福島市、磐梯市、庄野町、葛尾村 H24.5.16～:川内村
		H24.5.14～:天栄村

\*~~XXXXXXXXXX~~の箇所は、出荷制限の対象



福島県		出荷制限
米(平成26年度)	H26.3.20～：福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難告示掲示準備区域に限る。)、猪苗町、高岡町(平成25年5月7日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月7日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年6月16日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、(他の定める管理計画に基づき管理される水系は出荷制限の対象から除く。)	
穀類	H27.3.20～：福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、猪苗町、高岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、猪苗町、高岡町(平成25年5月7日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月7日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月16日付け指示により設定された停電困難区域を除く区域に限る。)。(他の定める管理計画に基づき管理される水系は出荷制限の対象から除く。)	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全城 H23.6.4～：秋元瀬、福島県東部及び小野川河川及び二本川の間に流入する阿川、長瀬川(開川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) H23.8.17～：喜多方川(支流を含む。) H24.3.26～：喜多方川(支流を含む。) H24.3.26～：大田川(支流を含む。) H24.4.26～：鶴川(支流を含む。) H24.4.26～：喜多方川(支流を含む。)及び日川川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.7～H24.7.30解除：福島県内の久慈川(支流を含む。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.8.17～：喜多方川(支流を含む。) H23.8.27～：喜多方川(支流を含む。) H24.3.26～：喜多方川(支流を含む。) H24.4.26～：喜多方川(支流を含む。) H24.4.26～：喜多方川(支流を含む。)及び日川川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.7～H24.7.30解除：福島県内の久慈川(支流を含む。)	
ウグイ	H23.8.17～：喜多方川(支流を含む。) H23.8.27～：喜多方川(支流を含む。) H24.3.26～：喜多方川(支流を含む。)及び日川川(開川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.26～：喜多方川(支流を含む。)及び日川川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.7～H24.7.30解除：福島県内の日川川(支流を含む。)及び喜多方川のうち本名ダムより上流(支流を含む。)。	
ウナギ	H24.8.27～：喜多方川(支流を含む。) アユ(養殖を除く。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.26～：秋元瀬、小野川河川及び停電困難区域にこれらの方に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム下流(支流を含む。)、長瀬川(開川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日川川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除：猪苗川(支流を含む。) H24.6.24～H26.8.25解除：只見川のうち本名ダムから上流ダムの間(支流を含む。) H24.6.24～H26.12.11解除：只見川のうち上流ダムの下流(支流を含む。) H24.6.24～H27.1.14解除：日川川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.6.27～H27.1.14解除：秋元瀬、小野川河川及び停電困難区域にこれらの方に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに日川川(開川との合流地点から上流の部分に限る。)	
コイ(養殖を除く。)	H24.8.15～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方ダムの下流(支流を含む。) H26.8.15～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方ダムの下流(支流を含む。)	
フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元瀬、小野川河川及び停電困難区域にこれらの方に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、喜多方川(支流を含む。) H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方ダムの下流(支流を含む。)	
アライメ		
アカシタビラメ	イカナゴ(稚魚を除く。) イシクレイ ウスメリル ウミナゴ エゾノイイナメ キツネヌハラ クロシシント クロソイ クロダイ ケムシクジカ コモニカスベ サクラマス サブロウ シロムバkul スズキ スマタゲイ ハイガレイ ヒガシフフ ヒラメ ホシガレイ マツナゴ マコナレイ マコト ムラブイ ヒンスカイ アカフレイ スケウラウラ マガレイ ナガリカ マツツワ ホシザクラ ショウサイグ サヨリ カサゴ ユメサゴ ホウボウ キタムサキウニ	
ホシザクラ	H24.6.22～：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
スケウラウラ	H24.6.22～H25.12.17解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
マガレイ	H24.6.22～H24.9.16解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ナガリカ	H24.7.12～：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
マツツワ	H24.7.26～H27.2.18解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ホシザクラ	H24.8.23～H26.10.15解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ショウサイグ	H24.6.22～H25.12.17解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
サヨリ	H23.2.14～H26.7.9解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
カサゴ	H24.8.8～：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ユメサゴ	H26.3.25～H26.5.28解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ホウボウ	H24.5.22～H26.7.9解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
キタムサキウニ		
マダラ	H24.6.22～H27.1.14解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ムシガレイ	H24.6.22～H27.2.24解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.6.22～H27.4.2解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
メイタガレイ	H24.6.22～H27.4.2解除：最大高瀬時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高瀬時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高瀬時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H23.7.19～H23.8.23解除：金城(港の定めに出港へ)、練馬方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除外する。	
イノシシの肉	H23.11.2～：福島県、南相馬市、広瀬町、猪苗町、喜多方、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村 H23.11.25～：福島市、二本松市、郡山市、木曾三川、磐梯町、葛尾村、大玉村	
カルガモの肉	H23.7.3～：喜多方市、白河市、いわき市、猪石町、石川町、猪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢吹町、福島市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、猪苗町、三春町、金山町、会津美里町、北塙原村、湯川村、喜和村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代村	
キジの肉	H23.12.2～：喜多方市、白河市、二本松市、伊達市、木曾三川、磐梯町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、猪苗町、三春町、金山町、会津美里町、北塙原村、湯川村、喜和村、下郷町、大玉村、天界村	
クマの肉	H24.1.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、猪苗町、三春町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代村	
ノウサギの肉	H26.1.20～：金城	
ヤマドリの肉	H24.11.19～：金城	

※██████████の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、黒石市 H24.10.30~: 青森市 H25.1.1~: 鹿角町
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.8.31~: 一関市、奥州市 H26.4.2~: 鹿角市
	原木くりたけ(露地栽培)	H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.4.19~H27.4.10一部解除: 鹿角市、住田町
	原木しだい(露地栽培)	H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大船渡市 H24.4.25~: 墓石市、奥州市、平泉町 H24.4.26~H27.4.10一部解除: 一関市、大船渡市 H24.4.7~: 金ヶ崎町 H24.5.7~H27.4.10一部解除: 通販市 H24.5.7~H28.10.1一部解除: 花巻市、北上市、山田町 H24.5.10~H28.4.8解除: 盛岡市
	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18~: 大船渡市、盛岡市 H24.10.23~: 鹿角市 H24.11.2~: 一関市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11~: 一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18~: 墓石市 H24.10.29~: 奥州市 H24.10.29~: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7~: 通販市 H24.10.9~: 住田町 H24.8.10~: 奥州市、花巻市 H24.8.14~: 盛岡市
	こしあぶら	H24.8.15~: 墓石市 H24.8.18~: 住田町 H24.8.9~: 北上市 H24.8.18~: 通販市
	せり(野生のものに限る。)	H24.8.30~: 一関市、奥州市
	せんまい	H24.8.18~: 一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	H24.8.18~: 奥州市、陸前高田市 H24.8.17~: 一関市 H24.8.4~: 平泉町 H24.8.7~: 墓石市
	雜穀	H26.1.4~H25.2.4一部解除: 一関市 (旧花巻市村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H24.11.13~H26.4.11解除: 盛岡市 (旧花巻市村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30~H26.4.11解除: 奥州市 (旧衣川市村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	ズスキ	H24.10.26~: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.8.4~H25.3.30解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.7~: 磐井川 (支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手川内のうち上流のうち40kmダムの下流 (支流を含む。)ただし、石根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田畠ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早瀬ダムの上流を除く。) H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川 (支流を含む。) H24.5.11~H26.2.25解除: 大川 (支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.1~H23.8.25一部解除: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	クマの肉	H24.8.10~: 金城
	シカの肉	H24.7.28~: 金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22~: 金城
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.6.1~: 丸森町 (下記の区域を除く。) H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町 (旧新庄村の区域に限る。) H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町 (旧衣川町及び旧小斎村の区域に限る。) H24.6.22~: 葉原町
	原木しだい(露地栽培)	H24.1.18~: 白石市、角田市 H24.8.23~: 丸森町 H24.1.15~: 鹿島町 H24.1.8~: 住田町 H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12~: 開田町 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大船渡市
	こしあぶら	H24.4.25~: 東松島市 H24.8.23~H28.8.24一部解除: 隼巣市 H24.4.27~: 名取市、加美町 H24.4.27~: 川崎町、富谷町 H24.4.28~: 色南町 H24.8.10~: 七ヶ宿町 H24.8.18~: 大崎町 H24.4.27~H27.2.10一部解除: 隼巣市 H24.5.7~H27.2.18一部解除: 大和町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 葉原町、大崎市 H26.8.24~: 隼巣市
	<さそてつ(ごみ)	H24.4.27~: 大崎市、葉原町 H24.8.2~: 加美町 H24.8.5~: 気仙沼市
	こしあぶら	H24.4.27~: 葉原町、葉原町 H24.8.18~: 大崎町 H24.8.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.8.7~: 大和町
	せんまい	H24.8.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.8.17~: 大崎市
	たらのめ(野生のものに限る。)	H26.8.25~: 気仙沼市、葉原町、大崎市
	雜穀	大豆 H25.1.4~H25.3.15一部解除: 葉原町 (旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H26.5.19解除: 葉原町 (旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) 米(平成25年度) ソバ H26.3.1~: 葉原町 (旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市 (旧一葉村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	クロダイ	H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.4~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~H25.1.17解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ウグイ	H24.5.12~H25.1.17解除: マダラ (1kgの重量が1kgのグラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.1.17解除: マダラ (1kgの重量が1kgのグラム以上のもの)
	ヒガングフ	H24.5.8~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	アユ(稚魚を除く。)	H24.8.27~: 宮城県内の阿賀隈川 (支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上遊を除く。) H25.6.27~H26.12.25解除: 宮城県内の阿賀隈川 (支流を含む。) のうち、白樺堰より上流の白石川 (支流を含む。)
	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の阿賀隈川 (支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上遊を除く。) H24.5.14~: 大崎市の大崎ダムより上流 (支流を含む。) 及び名取川の秋اء大湖の上流 (支流を含む。)
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.24~: 三遊川のうち朝日ダムの上流 (支流を含む。) 及び鶴来川 (支流を含む。) ただし、鶴来川及びその支流並びに源川4号堰堤の上流 (支流を含む。) H24.5.28~: 江戸川のうち朝日ダムの上流 (支流を含む。) 及び源川4号堰堤ダムの上流 (支流を含む。)
	ウグイ	H24.6.22~: 一遊川のうち朝日ダムの上流 (支流を含む。) 及び源川4号堰堤ダムの上流 (支流を含む。) H24.8.20~: 宮城県内の阿賀隈川 (支流を含む。) H24.5.18~H26.2.25解除: 宮城県内の大川 (支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.7.29~H23.9.15一部解除: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イシシの肉	H24.8.22~: 角田市、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.8.25~: 金城 (上記地名を除く。)

\*の差所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～：全県
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.17解除：全県
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市
カキナ		H23.3.21～4.17解除：全県
バセリ		H23.3.23～4.17解除：全県
たけのこ		H24.4.8～：那珂市、小典玉市 H24.4.8～H27.4.17解除：つくばみらい市 H24.4.13～：石岡市、龍ケ崎市、茨城町、利根町
野菜類		H24.4.13～H27.4.17解除：守谷市 H24.4.13～H27.4.24解除：取手市
		H24.4.19～：ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.20～：北茨城市、大洗町
原木シイタケ(露地栽培)		H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～：利根町、阿見町
原木シイタケ(施設栽培)		H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市
こしあぶら		H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城町
水産物		H24.5.2～：立石市、常陸大宮市(障生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(障生のものに限る。)
イシガレイ		H24.7.5～H25.8.2解除：北緯36度35分の線及び茨城県最大高潮時海岸線上囲まれた海域 H24.7.5～H25.8.2解除：北緯36度35分の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上囲まれた海域の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線上囲まれた海域
ズスキ		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上囲まれた経済水域界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上囲まれた海域の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線上囲まれた海域
シロメバツ		H24.4.15～：最大高潮時海岸線上囲まれた経済水域界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上囲まれた海域の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線上囲まれた海域
ニベ		H24.4.17～H26.14解除：最大高潮時海岸線上囲まれた経済水域界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上囲まれた海域の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線上囲まれた海域
マダラ		H24.4.17～H25.6.12解除：最大高潮時海岸線上囲まれた経済水域界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上囲まれた海域の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線上囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.17～H27.2.5解除：最大高潮時海岸線上囲まれた経済水域界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線上囲まれた海域
コモンカスペ		H24.6.1～：最大高潮時海岸線上囲まれた経済水域界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上囲まれた海域の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線上囲まれた海域
アメリカマグロ(稚鰯を除く。)		H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び利根運河並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(稚鰯を除く。)		H24.4.17～H27.3.24解除：霞ヶ浦、北浦及び利根運河並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ウナギ		H24.5.7～H25.1.30：茨城県内の那珂川(支流を含む。) H25.11.12～：茨城県内の那珂川のさくら橋の下流(支流を含む。)
肉	イシシの肉	H23.1.2～H23.12.1～(一部除外)：金城の定めの出荷(該登録にに基づき許され)イシシの肉を除く。
その他	茶	H23.6.2～H25.11.1解除：結城市、藤ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、福島市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、猿町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸大宮市、常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.12解除：宇都宮市 H23.6.2～H24.9.12解除：白石市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市
	都木県	出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除：全県
カキナ		H23.3.21～4.14解除：全県
原木シイタケ(露地栽培)		H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、蓮沼町、高根沢町、那須町 H24.4.10～H24.7.3～：那須町、芳賀町 H24.4.11～：日光市 H24.4.11～H27.2.20～：那須町：日光市、大原市 H24.4.12～H27.2.20～：那須町：茂木町、那須町 H24.4.15～：那須町(日光会所を除く。)、壬生町
原木シイタケ(施設栽培)		H24.2.15～H28.10.24～：那須原市 H24.2.15～H25.10.23～：那須原市 H24.4.10～：那須町 H24.4.10～H28.8.22～：那須原市：芳賀町 H24.4.12～H27.2.20～：那須原市：大田原市 H24.5.29～H28.8.22～：那須原市：さくら市 H24.6.1～H27.1.17～：那須原市：那須町 H24.11.29～H28.10.24～：那須原市：日光市
原木クリタケ(露地栽培)		H23.11.1～：那須原市、日光市 H23.11.8～：大田原市、那須原市 H23.11.14～：足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市原町、芳賀町、高根沢町
原木ナメコ(露地栽培)		H24.11.5～：宇都宮市 H24.11.8～：那須町 H24.11.8～：壬生町
野菜類		H23.11.4～：那須原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.18～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：那須町 H24.11.8～：壬生町
キンコ類(野生のものに限る。)		H24.4.2～：日光市、高根沢町、那須原市、さくら市、那須町 H24.4.7～：那須原市 H24.4.9～：矢板市 H24.4.15～：那須町 H24.5.29～：大田原市 H24.10.10～：佐野市 H24.10.12～：那須烏山市 H24.7.18～：茂木町 H24.8.1～：那須原市、日光市 H24.8.1～：矢板市 H24.8.1～：那須原市、那須町 H24.8.1～：佐野市 H24.8.1～：那須原市 H24.8.1～：壬生町
たけのこ		H24.5.1～：那須原市、那須町 H24.5.2～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～：那須町、日光市、矢板市、那須原市、那須町 H24.5.15～：さくら市 H24.6.25～：那須町 H24.7.18～：茂木町 H24.8.1～：那須原市、日光市
(さもてつ(ごみ)(野生のものに限る。)		H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須原市、那須町 H24.5.2～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～：那須町、日光市、矢板市、那須原市、那須町 H24.5.15～：さくら市 H24.6.25～：那須町 H24.7.18～：茂木町 H24.8.1～：那須原市、日光市
こしあぶら(野生のものに限る。)		H24.5.15～：さくら市 H24.6.25～：那須町 H24.7.18～：茂木町 H24.8.1～：那須原市、日光市
さんしょう(野生のものに限る。)		H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須原市
せんまい(野生のものに限る。)		H24.5.18～：大田原市 H24.5.18～：日光市、那須町 H24.5.7～：那須原市
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市原町 H24.5.18～：市原町 H24.5.18～：那須町 H24.5.18～：日光市 H24.5.1～：那須原市 H24.5.15～：さくら市
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.17～：大田原市、那須原市 H24.5.18～：宇都宮市、日光市 H24.5.28～：矢板市
クリ		H24.8.14～：那須原市、那須町 H24.8.18～：大田原市

\*の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(稚鰹を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流的部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(稚鰹を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) <b>H24.8.30～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)</b>
	ウグイ(稚鰹を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.6.20～H25.1.23解除: 荒井川(支流を含む。)
	牛の肉 イシジンの肉 シカの肉	<b>H24.8.2～H24.8.25～：部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき管理される牛を除く。)</b> <b>H23.12.2～H23.12.5～：部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき管理されるイシジンの肉を除く。)</b> <b>H24.12.2～：金城</b>
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.1解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域 H23.3.21～4.8解除: 全域	
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.9.25～：箱田市、東吾妻町、南牧村</b> <b>H24.10.10～：高山村</b> <b>H24.10.18～：安中市</b> <b>H24.10.23～：高崎市</b> <b>H24.11.18～：みなかみ町</b>	
水産物	ヤマメ(稚鰹を除く。)	H24.4.27～H24.8.11解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(稚鰹を除く。)	<b>H24.6.8～：吾妻川のうち岩舟橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)</b> H24.6.8～H24.11.9解除: 岩川のうち川根橋の上流(支流を含む。)
	イノシシの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	<b>H24.8.12～：海瀬川(支流を含む。)</b> <b>(H24.8.8～H25.8.28解除)</b> <b>H24.10.10～：金城</b> <b>H24.8.10～：金城</b> <b>H24.11.14～：金城</b> <b>H28.1.23～：金城</b>
その他	茶	H23.6.30～H24.5.25解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.10.18～：秩父市、皆野町</b> <b>H24.10.29～：ときがわ町</b> <b>H24.11.3～：嵐山町</b>
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ シメジ、チャイセンサイ、サンチュ ハセリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市、取手市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	たけのこ	<b>H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市</b> <b>H24.4.8～：夷隅市、深谷市</b> H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芦山町
	原木シイタケ(露地栽培)	<b>H23.10.11～：夷隅市</b> H23.10.11～H28.10.14～：蘆原市 H23.11.15～：流山市 <b>H23.12.22～H28.10.14～：部解除: 佐倉市</b> <b>H24.2.23～：印西市</b> <b>H24.4.10～：白井市</b> <b>H24.4.18～：千葉市、八千代市</b> H24.8.18～H28.3.19～：部解除: 山武市 H24.11.14～H28.10.14～：部解除: 宝町市 <b>H24.8.18～H28.3.19～：部解除: 山武市</b>
	原木シイタケ(施設栽培)	<b>H24.11.14～H28.11.20～：部解除: 宝町市</b> H24.12.14～H28.10.14～：部解除: 葛飾市
	チンブナ ゴイ ワナギ	<b>H24.7.19～：手賀沼及び手賀原に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)</b> H26.7.3～：手賀原及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	肉 イシジンの肉	<b>H26.11.12～：千葉県内の利根川のうち利根大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛海水槽及び印旛水門の上流、両用水路一通水槽等の下流、八幡川、田浦川及び印旛水門を除く。)</b> <b>H24.11.8～H25.1.18～：部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき管理されるイシジンの肉を除く。)</b>
	その他 茶	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.8.2～H24.5.25解除: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.2～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 爽川町、清川村 H23.8.2～10.26解除: 相模原市 H23.8.2～11.10解除: 中井町 H23.8.2～11.10解除: 小田原市 H23.8.2～H24.10.19解除: 真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	<b>H24.11.5～：金城(佐渡市及び磐島漁村を除く。)</b>
	山形県	出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.10.24～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村</b>
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.9.20～：飯山市町、御代田町</b> <b>H24.10.1～：小鹿町、南牧村</b> <b>H24.10.11～：佐久市</b> <b>H24.10.11～：小鹿町</b> <b>H26.10.21～：佐久市</b>
	こしあぶら	<b>H26.5.21～：美郷町、飯井沢町</b> <b>H26.5.28～：中野市、野沢温泉村</b>
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.11.5～：御殿場市、小山町</b> H28.10.3～：富士宮市、富士市
	茶	H28.10.7～：御殿場市

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年5月11日現在

福島県	摂取制限
	<p><b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p><b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>結球性葉菜類（キャベツ等）</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>野菜</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p><b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
原木しいたけ（露地）	<p><b>H23.4.13～：飯館村</b></p> <p><b>H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）</b></p>
キノコ類（野生のものに限る。）	<p><b>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</b></p> <p><b>H23.9.20～：南相馬市</b></p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域</p> <p>ヤマメ（養殖を除く。） <b>H24.3.29～：新田川（支流を含む。）</b></p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象